

## 手話通訳者及び要約筆記者派遣料積算基準（団体）

（総則）

第1条 本基準は、三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）が、企業及び団体等、またセンターに手話通訳者・要約筆記者派遣事業の業務を委託している市町（以下「依頼者」という。）から、手話通訳者及び要約筆記者（以下「通訳者」という。）の派遣依頼に応じて派遣を行った際、必要な費用（以下「派遣料」という。）を依頼者に請求するために、派遣料を算出する場合に適用する。

- 2 派遣料は通訳者活動手当、旅費、消耗品費、派遣に係る人件費及び経費を積算した金額とする。
- 3 通訳者は活動終了後、センターに活動報告書を提出するものとし、センターはその内容を審査の上、次項に定める積算基準に基づいて派遣料を算出し、依頼者に請求するものとする。
- 4 依頼者から支払われた派遣料は、次項に定める積算基準に基づいて算出された活動手当、旅費、消耗品費等を、センターより通訳者に支給する。

（企業及び団体等の派遣料の構成内容及び積算）

第2条 企業及び団体等からの派遣申請に応じ、通訳者を派遣する場合、派遣料の構成は、次に掲げる（1）から（4）をもって構成するものとする。

（1）活動手当（手話通訳者または要約筆記者1人あたり）

活動手当は1時間2,000円とし、その後15分毎に500円を加算する。活動手当にあたる時間とは集合時間から終了時間までとする。なお、食事休憩に要した時間は含めないものとする。

（2）旅費

自宅から派遣先までの移動に要した交通費等は、公共交通機関を利用したときは実費、自家用車を利用したときは1キロ20円で算出する。なお、自宅から派遣先までの移動距離が片道100キロ以上を超える場合は、移動拘束費として2,000円を支給する。また、通訳者の自宅から派遣先が遠方地などの諸都合で、通訳者が有料道路もしくは特別急行列車の利用を希望する場合は、通訳者がセンターに事前申請し、センターと派遣依頼者が協議の上、利用の可否を決定するものとする。

（3）消耗品費

筆記者が要約筆記活動に使用したロールやペンなど消耗するものについては、その実費をもって、消耗品費とする。

（4）派遣に係る人件費及び経費

派遣に係る人件費及び経費は、依頼件数1件あたり6,000円とする。ただし、申請後に依頼者の都合による取り消しが生じた場合は、前述の20%（1,200円）

を取り消し料として請求する。

依頼件数については、同日中に通訳・筆記活動が終了するのを1件と数えるが、一日を通して派遣するときは、午前午後と通訳者が変わる場合において2件と数えるものとする。

なお、人件費及び経費とは以下の号に掲げるものとする。

①人件費は、通訳者派遣の業務処理に従事する者（以下、「コーディネーター」と言う。）の人件費とする。

②通訳者派遣の業務処理（打ち合わせを含む）に係る経費は主に次のaからdまでに掲げるものとする。

a. 事務用品費

b. 旅費（コーディネーターが打ち合わせなど派遣業務のために出張したときにかかった交通費）

c. 業務用電算機、事務機器使用経費

d. その他（通信費等）の原価

2 企業及び団体等の派遣料の積算方法は次式により積算するものとする。

企業及び団体等の派遣料＝

$$= (1) + (2) + (3) + (4)$$

## 附則

この積算基準は平成24年4月1日から適用するものとする。

この積算基準は平成26年1月1日から適用するものとする。

この積算基準は令和2年4月1日から適用するものとする。